

平成27年度

広島県制度融資のご案内

広島県制度融資とは

広島県が県内の中小企業のみなさまに必要な事業資金を円滑に供給するために設けた、金融機関を取扱窓口とした融資制度です。

融資の対象となる方

県内に事業所を有し、原則として引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者、事業協同組合等です。(創業支援資金等は、この限りではありません。)

対象事業者

1 中小企業者： 資本金又は従業員数のどちらかが次表に該当する方

	区 分	資本金	従業員数
会社・個人	製造業等(建設業・運輸業等を含む)	3億円以下	300人以下
	ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業 ならびに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	小売業(飲食店を含む)	5千万円以下	50人以下
	サービス業	5千万円以下	100人以下
	ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下
	医療法人等(医業を主たる事業とする法人)	—	300人以下
	消費生活協同組合	—	—
	特定非営利活動法人(NPO法人)	—	上記会社・個人に準ずる

2 小規模企業者： 中小企業者のうち、従業員が20人(商業・サービス業は5人(宿泊業・娯楽業は20人))以下の企業等
※ 消費生活協同組合は除く

3 組 合 等： 事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商工組合及び商店街振興組合並びにこれらの者で組織する連合会

対象業種

- 信用保証協会の保証対象業種が融資の対象となります。
- 飲食業・娯楽業・宿泊業等のうち風俗関連営業等や金融・保険業等は対象となりません。また、政治・経済・文化団体、宗教法人等も対象となりません。



平成27年10月
広島県商工労働局経営革新課

お申し込み先

次の各取扱金融機関へお申し込みください。

現在、金融機関と取引のない方などは、まず信用保証協会に申し込みを行い、金融機関へのあつ旋を受けることもできます。

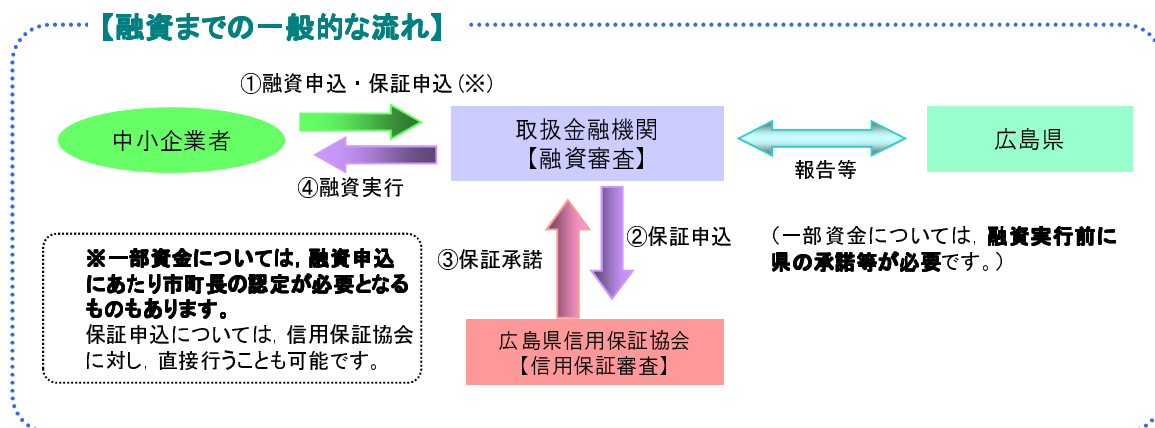
	県費預託融資制度	無担保スピード保証融資制度
銀行	広島銀行,もみじ銀行,中国銀行,山口銀行,伊予銀行 四国銀行,西日本シティ銀行,山陰合同銀行,西京銀行 鳥取銀行,百十四銀行,愛媛銀行,香川銀行,トマト銀行	広島銀行,もみじ銀行,中国銀行,山口銀行,伊予銀行 四国銀行,西日本シティ銀行,山陰合同銀行,西京銀行 百十四銀行,愛媛銀行,香川銀行,トマト銀行
信用金庫	広島信用金庫,呉信用金庫,しまなみ信用金庫 広島みどり信用金庫	広島信用金庫,呉信用金庫,しまなみ信用金庫 広島みどり信用金庫
信用組合	広島市信用組合,広島県信用組合,備後信用組合 両備信用組合,信用組合広島商銀,朝銀西信用組合	広島市信用組合,広島県信用組合,備後信用組合 両備信用組合,信用組合広島商銀
その他	商工組合中央金庫	商工組合中央金庫

○ 取扱金融機関へ提出された書類に記載されている個人情報については、制度の適切な運用に必要な範囲で、県において利用する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

融資の決定について

融資決定は、最終的に金融機関の判断によって行われます。

また、一部の資金を除き広島県信用保証協会の信用保証承諾が必要です。



お問い合わせ先

【制度融資に関すること】

広島県 商工労働局 経営革新課

TEL: 082-513-3321

(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

※ 各融資制度の詳細は広島県ホームページにも掲載しております。

トップページ(<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/>)

→しごと・産業→融資・助成・経営支援

→『中小企業向け融資制度のご案内』

【信用保証に関すること】

広島県信用保証協会

・本 所(〒730-8691 広島市中区上幟町3-27 TEL 082-228-5501)

・福山支所(〒720-0067 福山市西町2-10-1 福山商工会議所ビル8階 TEL 084-923-4893)

・三原支所(〒723-0014 三原市城町3-1-1 三原港湾ビル3階 TEL 0848-63-4173)

・呉 支 所(〒737-0045 呉市本通4-7-1 呉商工会議所ビル4階 TEL 0823-21-9281)

・備北支所(〒728-0021 三次市三次町1843-1 三次商工会議所ビル1階 TEL 0824-62-3917)

◆ 制度融資 Q&A

○ 融資対象(県外企業)について

Q1 県外企業は利用できますか？

A1 県外企業は融資対象としていませんが、県内の事業所において事業活動を行い、県へ法人事業税を納税しているなど、一定の要件を満たす場合には、例外的に認めることがあります。
※詳しくは、経営革新課へご相談ください。

○ 事業実績について

Q3 1年以上同一事業を営んでいる者が融資対象となっているが、個人事業主から法人成りした場合は、事業実績の通算は可能ですか？

A3 原則として、代表者が同一であり実質的に同一の事業の継続であることが認められる場合は通算できます。
※創業支援資金等は、1年以上の事業実績が必要ありません。詳しくは、経営革新課へご相談ください。

○ 資金用途について

Q5 どんなことに使えますか？

A5 県内の事業所で必要な運転資金や設備資金にご利用いただけます。
なお、支出済みの設備資金は対象となりません。
※一部資金は運転資金のみご利用可能です。

Q7 県外への設備投資は対象となりますか？

A7 対象としていません。

○ 融資期間について

Q8 返済中の資金について、融資期間を延長することは可能ですか？

A8 売上高の減少等により経営の安定に支障が生じているが、融資期間を延長することにより業況の回復が見込まれる場合は、融資実行日から10年の範囲内で延長が可能です。

○ 広島県信用保証協会について

Q10 広島県信用保証協会とは？

A10 「信用保証協会法」に基づき、設立された特殊法人です。中小企業者の方が、事業に必要な資金の借入れ時に、金融機関に対して借入債務を保証し、中小企業者の信用力を補う機関です。
※保証制度の利用者は保証料の負担が必要です。

○ 従業員数について

Q2 アルバイト・パートも従業員数に含まれるのですか？

A2 2か月を超えて雇用されており、かつ週所定労働時間が、通常の従業員と概ね同等である場合には従業員数に含まれます。
※法人役員、事業主及び企業と直接雇用関係のない派遣従業員は従業員数に含まれません。

Q4 1年以上の事業実績について、個人事業主から事業承継した場合は、事業実績の通算は可能ですか？

A4 原則として、親子・配偶者による承継であること、現在の事業主が承継以前からその事業に専従していること、許可等が必要な業種にあっては、その手続きを完了していることが認められる場合は通算できます。
※詳しくは、経営革新課へご相談ください。

Q6 土地取得は設備資金の対象となりますか？

A6 原則として対象としていませんが、構築物整備等に伴うものについては、構築物の建築面積(敷地部分)のみ対象となります。
※構築物の一部のみ事業用に供する場合には、事業用に供す面積に応じた按分が必要となります。

○ 返済方式について

Q9 手形による貸付を受けることは可能ですか？

A9 ほとんどの資金については可能ですが、創業者向け資金や小規模企業者向け資金については、一部制限があります。

○ セーフティネット保証について

Q11 セーフティネット保証の認定の申込窓口はどこですか？

A11 事業所(法人の場合は本店、個人の場合は主たる事業所)の所在地を管轄する市町の商工担当課等の窓口にお申し込みください。

◆ 広島県制度融資一覧

平成27年4月1日現在 (利率は金融情勢により変更することがあります。)

	【制度資金名】	【資金の特徴・対象者等】	【利率(%)】	【限度額】	【融資期間】	【信用保証(※)】
一般的な用途の資金	小規模融資	①小口資金	1.4	小規模企業者等 1,250万円	運転 7年 設備10年	すべて保証付
		②無担保資金				
	経営安定融資	③一般資金(経安)	1.9~2.2	(1年超) 中小企業者 7,000万円 組合等 8,000万円 (1年以内) 中小企業者 2,000万円 組合等 4,000万円	(1年超) 運転 7年 設備10年 (1年以内) 運転 1年	原則保証付
		④流動資産担保資金	1.9	中小企業者 3,000万円	運転・設備 1年	すべて保証付
経営の回復に向けた資金	緊急対応融資	⑤セーフティネット資金(国指定)	1.2	中小企業者 8,000万円 組合等 1億6千万円	運転10年 (災害のみ 設備10年)	すべて保証付
		⑥倒産防止等資金(県指定等)	1.2~1.5	中小企業者 4,000万円 組合等 8,000万円	運転10年 (災害のみ 設備10年)	原則保証付
		⑦緊急経営基盤強化資金		経営環境の変化等により、売上等が減少しているが、中長期的(概ね3年後)には、業況が回復する見込みの方 経営危機の克服や再生の見込みがあるとして関係団体から推薦を受けた方	中小企業者・組合等 4,000万円	
		⑧借換資金	1.2	中小企業者・組合等 5,000万円 (うち新規運転資金 4,000万円)	借換10年	すべて保証付
		⑨特別資金	3.1以下	中小企業者・組合等 8,000万円 (うち新規資金 4,000万円)	借換・ 運転・設備 10年	
	知事が別に定める	知事が別に定める	知事が別に定める	知事が別に定める	知事が別に定める	
創業事業拡大のための資金	産業支援融資	⑩創業支援資金	(運転) 1.2 (設備) 0.5	個人・会社 2,500万円	運転・設備 10年	すべて保証付
		⑪事業活動支援資金	(運転) 1.4~1.7 (設備) 0.7~1.0	中小企業者・組合等 2億円 (うち運転資金 6,000万円)	運転 7年 設備10年	原則保証付
		⑫新成長分野支援資金	成長分野(医療・健康、環境・エネルギー、観光分野)の事業を行う方で、事業拡大を図る方	中小企業者 2億円 (うち運転資金 6,000万円)		
雇用関係の資金	労働支援融資	⑬雇用促進支援資金	(運転) 1.4~1.7 (設備) 0.7~1.0	中小企業者 7,000万円	運転 7年 設備10年	原則保証付
		⑭仕事と家庭の両立支援資金	仕事と家庭の両立支援に取り組む方	中小企業者・組合等 7,000万円		
お急ぎ時の資金	⑮無担保スピード保証制度	保証協会の審査システムを利用し、迅速な融資を可能とした資金	金融機関 所定利率 4.0以下	中小企業者 3,000万円 (原則直近決算の平均 月商の3か月以内)	運転7年 (簡易な設備 資金を含む)	すべて保証付

※ 保証付融資の場合は、広島県信用保証協会による保証承諾及び保証料の支払いが必要です。